

ID: 215

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	受給者証の交付
例規名 根拠条項	名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第6条
例規番号	平成18年条例第133号

**【根拠条文】**

(受給者の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めるときは、その助成を決定するものとする。

2 市長は、前項の申請により、助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

**【基準】**

根拠条文及び第3条の規定による。

(助成の対象)

第3条 市長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費(重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)について助成する。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者
- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
  - ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。
  - イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。
  - ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者又は同法の規定による医療を受けている場合においては名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年名寄市規則第104号)第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者
  - エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間
- (4) ひとり親家庭の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者
  - ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。
  - イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。
  - ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者(以下「養育者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。
  - エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以

上であること。

標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日